

## 署名と記名の違い

—真正に成立したことを明確に—

**Q 質問**

先日、住宅を借りる  
ために賃貸借契約を  
締結しました。

住所・氏名が入った「ゴム印を押し、  
捺印しようとしたところ、仲介の不  
動産業者より「記名捺印ではなく  
署名捺印でお願いします」と注文が  
つきました。

署名と記名とはどのような違い  
があるのでしょうか。

**A 回答**

まず、署名とは名前  
を自分でペンなどで自  
書することです。記名  
とはあらかじめパソコン等で名前欄  
に印刷したものとか、住所氏名が入  
ったゴム印を押捺したもの等を云い  
ます。

仲介の不動産業者が署名捺印を  
求めたのは、貴方の住所氏名の入っ  
たゴム印ではなく、貴方の住所氏名  
を自書してほしいということだと考  
えられます。法律上自書を求めら  
れているのは、自筆証書遺言のよう  
な重要な行為についてです。また、公  
正証書を作る時も、その原本に署名  
押印を求められます。さらに、重要  
な手形や小切手を振り出すときに

署名押印をするのですが、これは  
手形法、小切手法はいずれも「本  
法において署名とあるは記名押印  
を含む」（手形法82条、小切手法67  
条）とされていますので、現在はほと  
んどの場合、手形、小切手は記名  
押印で行われているようです。  
さて、次に契約ですが、外国企業  
との間の契約は別として、企業間の  
契約でも、記名押印で行われてい  
るのが通例です。重要な契約であ  
れば、資格証明や会社の印鑑證明  
を添付すれば契約の成立に問題は  
ないでしょう。

貴方の場合、契約書に署名押印  
を求められたということですが、昨  
今借主、貸主共に記名押印で済ま  
せる例が多いようです。本人かどうか  
が分からぬといふのであれば、印  
鑑證明書の添付を求めれば済むこ  
とです。これで本人ではなく、他人  
が契約したということはできないで  
しょう。

不動産業者がなぜ貴方に自書を  
求めたのか、その業者はそうした自  
書が契約を真正に成立させるもの  
である旨の主義をもつてているのかも  
知れません。